

体育行政の在り方及び社会教育施設の利用促進についての提言書

提言者 我孫子市社会教育委員会議
(社会教育施設利用活性化検討部会)

はじめに

これまで社会教育委員会議では、市教育委員会からの諮問や本市の社会教育を取り巻く課題に対して提言又は提案としてとりまとめ報告してきた。

平成24年度は、「体育行政の在り方について」及び「社会教育施設の利用促進について」を課題とし、その方策について検討した。

会議においては、公民館担当、文化・スポーツ振興担当及び市民体育館指定管理者が意見交換を行い、市体育行政の振興策や市民及び市民団体が使いやすい社会教育施設（体育施設、学習施設、その他市内公共施設を含む）とはどのようなものか、また、市民及び市民団体への学習活動支援の在り方について検討した。

この提言書は、専門部会を全6回開催して作成した「社会教育施設利用活性化検討部会報告書」を社会教育委員会議で提言書としてとりまとめたものである。

なお、ここに示す提言は、課題解決へ向けた一例であり、市教育委員会事務局及び市長部局の担当課においては、この提言書を手掛かりに、あらゆる手法を検討して解決に当たられたい。

I 体育行政の在り方について

1 提言の趣旨

市民体育館指定管理者やスポーツ振興事業受託者にスポーツ振興施策や事業を単に代行させるだけでなく、政策共同体として共に施策を進めるためには、体育行政の具体的な方向性を示し、共通理解を図ることが必要である。よって、スポーツ振興事業の在り方、市民及びスポーツ団体が望む体育施設の運営方法、施設及び団体情報の提供、団体間における施設利用の調整について検討した。

2 提言の背景

第三次総合計画及び社会教育推進計画では、多くの市民がスポーツの楽しさや必要性を実感できるようNPO法人我孫子市体育協会

(以下、「市体育協会」という。)や我孫子市スポーツ少年団(以下、「市スポーツ少年団」という。)等のスポーツ団体と連携してスポーツ振興を図ることが示されており、地域スポーツを推進する新たな方策や仕組みを作ることがスポーツ振興を図る上で重要である。

3 提言

市教育委員会においては、以下の提言により体育協会等の組織強化への支援やスポーツ団体に関する情報を積極的に発信し、団体の活動を更に活発化して市民一人ひとりの誰もがスポーツに参加できる環境を整えていただきたい。

(1) 総合型地域スポーツクラブの推進について

- ① 総合型地域スポーツクラブは、市スポーツ振興の方向性としてアスリート育成より健康スポーツに比重を置いている。そこに文化的要素も入れれば利用者がスポーツから文化へ、文化からスポーツへ興味を持つきっかけとなり、活動に多様性と厚みが出て子ども達も参加しやすくなる。このような視点も考慮の上、地域の特性を生かした総合型地域スポーツクラブを充実させていきたい。
- ② 市体育協会加盟団体やその他スポーツ団体は地域スポーツを進める上で大きな役割を担っており、それらの団体がより発展するか否かが総合型地域スポーツクラブ推進の重要な鍵となる。
現在、総合型地域スポーツクラブ、市体育協会、市スポーツ少年団は、それぞれ別々の活動をして相互の連携ができておらず、活動内容に拡がりがない。市教育委員会は、これらを統括して異種競技間や異世代間を繋ぐようなコーディネーター役の機能を担っていただきたい。

(2) スポーツ振興事業受託団体である市体育協会の発展及び充実について

市体育協会では、市から委託を請け、市民の健康づくり及び増進を目的とした新春マラソン及び体力づくり大会を実施している。

市との契約で参加人数を想定しているが、市体育協会の努力で参加者が契約した人数を超えた場合、超えた分についての収益は市側の収入となり、参加者増によって増える経費は市体育協会側

の負担となる。市体育協会の努力によって市民の健康づくり及び増進に対する取り組みが成果を上げて、それが市体育協会の組織強化や発展に繋がっていないのが現状である。しかし、契約時の想定人数に対する制限を厳しくしては、当該スポーツ振興事業や市体育協会の発展に繋がらない。市は、想定以上の成果を出した当該スポーツ振興事業の収益金を事業の今後の発展のため市体育協会の運営費用に充当し、又は積み立て、市体育協会が行うスポーツ振興事業に使用できるように検討していただきたい。

市体育協会は、主にその構成する下部団体（各競技別団体等）のボランティア、又はそれに近い協力を得て当該スポーツ振興事業を運営しており、将来は、市スポーツ少年団と連携しての事業拡大も考えられる。収益金を当該下部団体及びスポーツ少年団による当該スポーツ振興事業の運営費や小中学生等を対象とした各競技の普及活動に活用できることとなれば、市と市体育協会双方に相乗効果が期待できる。このような仕組みになれば、将来的に文化事業に活用できる可能性も期待できることから、まずはスポーツ振興事業において検討していただきたい。なお、この収益金の使用範囲は、市体育協会の行う非営利活動に限定するものである。

(3) スポーツコーディネーターの養成及び施設利用の調整役の必要性について

- ① 昨年夏、市内小中学校に除染工事が入り、定期利用団体は学校体育施設での練習ができず、練習が足りない分を他の施設で補わなければならない状況であった。市教育委員会は、このような不測の事態を想定し、「状況によって半面を他の団体に譲っていただく場合もある」という条件で定期利用を許可したうえで施設利用の調整を行っていただきたい。
- ② スポーツ団体が一同に会してのスポーツイベント等をコーディネートできる資格や知識を有した職員や市民を育成、活用する体制づくりが必要である。

職員の育成については、市教育委員会として積極的に資格取得の奨励に努めていただきたい。また、体育大学等を卒業したスポーツ指導のできる教職員やこれから資格を取得してスポーツ振興事業にかかわっていく教職員を活用する体制をつくっていただき

たい。その場合、大学の講師を招いて各競技団体の代表者がコーディネーターの役割等を学ぶ機会を設け、その育成、活用に繋がっていただきたい。

(4) 学校体育施設空き状況及び団体情報の提供について

学校体育施設を臨時利用したい団体が空き状況をホームページで確認できるよう公開していただきたい。

また、団体情報を団体間で共有できれば、コートを分け合っただけの利用や合同練習などが可能となるため、団体名、競技種目、利用施設名、利用人数等のホームページ公開を検討していただきたい。

II 社会教育施設利用の促進について

1 提言の趣旨

これからの高齢化及び少子化による市税の減少等で社会教育施設の拡充を望むことが難しい現状において、現有する公共施設、特に公民館及び近隣センターに焦点を当て、市民及び文化活動団体が、上手に施設を活用し、円滑に社会教育及び生涯学習活動ができる環境づくりについて検討した。

2 提言の背景

社会教育は地域における学習活動や市民活動を充実させるとともに、新たな地域課題へ向けた活動を生み出すという役割を担っている。

その中核的役割を担う公民館は、地域や社会における課題解決へ向けた学習機会を市民に提供し、学習や交流の場としても活動場所を提供している。また、市民体育館をはじめとする市体育施設では、市民がスポーツやレクリエーション活動を通して健康づくりや生きがいづくりができる場を提供している。

今後も、市民がより使いやすい施設にしていくとともに、これまであまり利用していなかった市民も利用しやすい環境をつくるのが、社会教育施設に求められている。

その一方で、既存の文化団体、スポーツ団体、社会教育関係団体にとって社会教育施設での年間を通しての安定的な利用は、市民の学習意欲の高まりや市民活動の活発化に伴って困難となっている。このような状況を踏まえ、施設の設置目的は異なるが、地

域のコミュニティ活動の拠点として利用されている近隣センターも公共施設の有効活用の観点から社会教育及び生涯学習の場として広く利用されるべきである。

3 提言

(1) 団体の情報提供と相談体制について

- ① 公民館講座等に受講したいと思っても予約するという行動に踏み切れない人のため、講座を自由に見学できるよう配慮されたい。
- ② 公民館講座修了後、講座修了者が自ら団体を立ち上げて学習を継続できるよう相談等の体制を確立されたい。
- ③ 誰でも気軽に公民館を利用でき、学習相談、助言を受けられることをPRするよう努められたい。
- ④ 市教育委員会で団体の情報を収集してホームページ及び冊子に最新の情報を掲載していくのは、労力的に困難であることから、団体が市のホームページ上で自らの情報を更新できるような方法を検討されたい。

(2) 近隣センターの利用について

- ① 予約状況がホームページに公開されていない近隣センターについては、近隣センターへ行かなければ部屋の予約状況が分からない。近隣センターの管理、運営を行っているまちづくり協議会におかれては、是非ともホームページでの予約状況公開を検討されたい。
- ② 近隣センターの設置目的は市民の福祉増進を図るためであるが、公民館と近隣センターの利用状況を勘案し、文化団体の利用を促進する方策（利用率の低い時間帯における定期利用の容認、近隣住民の予約を優先した上での文化団体利用の促進等）を検討されたい。

また、近隣センターの中には、調理室の年間利用率が著しく低い施設がある。施設有効活用の観点から、料理サークルへの積極的な利用呼びかけ、定期利用の導入、目的外利用の容認等により利用率を高めていただきたい。

- ③ 近隣センターの中には、特殊な利用条件をもつ施設があるという指摘がある。その条件について明確にするよう努めていただきたい。